

令和8年度 随意契約結果＜総務部＞

（令和8年8月31日現在）

番号	担当課	契約の相手方 （住所、会社名、代表者）	契約の名称（工事・ 業務名等）及び番号	種 別	概要 （工事・業務等概要）	工期又は履行等期限	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
1	総務課	東京都港区南青山二丁目11番17号 第一法規株式会社 代表取締役社長 田中 英弥	木津川市例規管理データベースシステム業務	役務	例規データベース及びインターネット公開用データ構築 例規執務支援システムの構築及び保守管理 制定改廃例規データ更新及び例規相談、情報提供サポート業務	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日	1,458,600	1,458,600	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 本データベースシステムの構築事業者のみが保守を行えることから、当該事業者から見積徴取し、予定価格の範囲内であったため、契約を行った。
2	総務課	東京都港区南青山二丁目11番17号 第一法規株式会社 代表取締役社長 田中 英弥	例規整備情報等サービス利用契約	役務	現行法規履歴や例規整備情報等のサービス提供	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日	1,507,440	1,507,440	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 本業務が市の例規データベースシステムと連携して各種例規事務を補助するものであることから、当該システムの管理委託事業者から見積徴取し、予定価格の範囲内であったため、契約を行った。
3	総務課	大阪府大阪市北区堂島浜1丁目4番4号 関西レコードマネジメント株式会社 代表取締役 池田 彰	令和8年度木津川市文書管理維持業務	役務	木津川市文書管理業務の支援 ・ 書庫の廃棄文書抽出作業 ・ 書庫への移管保存箱の処理	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日	2,240,700	2,240,700	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 当該業者は、書庫の位置や作業の流れ、データベースの取扱い等を熟知しており、正確で迅速かつ柔軟な対応が見込めるため。
4	財政課	京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地 大和不動産鑑定株式会社 京都支社 京都支社長 佐々 勝英	旧相楽中部消防西出張所、旧高の原幼稚園不動産鑑定及び既設建物アスベスト調査委託（8－財委－1）	役務	不動産鑑定、アスベスト調査	令和8年7月28日 ～ 令和9年1月31日	7,300,700	7,300,700	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 不動産鑑定士による専門的、技術的な能力が求められる特殊業務であり、契約者は以前に今回の鑑定物件と同等の物件の業務委託及び固定資産税における評価業務委託を受託しており、効率性、合理性の観点から適切かつ円滑に業務を進められると考えられるため。
5	税務課	京都市上京区千本通元誓願寺上る南辻町369-3 株式会社ケーケーシー情報システム 代表取締役 松下 直弘	家屋評価システム利用・保守業務（LGWAN版）	役務	家屋評価システム「HYOCA-Z」のシステムサポートや利用・保守業務	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日	1,320,000	1,452,000	①随意契約とした理由 現在利用している家屋評価システムの利用支援・保守については、導入業者に委託することが最も適切であり、契約の性質及び目的が競争入札に適さないため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当） ②契約の相手方の選定理由 当該システムの導入業者に見積書を徴取した結果、予定価格の範囲内であったため。

令和8年度 随意契約結果＜総務部＞

(令和8年8月31日現在)

番号	担当課	契約の相手方 (住所、会社名、代表者)	契約の名称（工事・ 業務名等）及び番号	種 別	概要 (工事・業務等概要)	工期又は履行等期限	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
6	税務課	京都市中京区御池通高倉西入高宮 町200番地 大和不動産鑑定株式会社京都支社 京都支社長 佐々 勝英	8－税委－3 固定資産路線価等見直し及び地 図システム連携データ作成委託 業務（令和8年度）	役務	路線価の計算及び調整、時点修 正業務等、追加路線の算定、地 図システムへの評価データ反 映、不動産鑑定士による相談業 務等	令和8年6月18日 ～ 令和9年3月24日	6,803,500	6,812,000	①随意契約とした理由 本業務は、次年度以降の固定資産税（土地）の 賦課に必要な土地評価関係データの作成、地図・ 土地評価システム（マルコポーロ）へのセット アップ及びこれに付随する業務を委託するもので あり、契約の性質及び目的が競争入札に適さない ため。（地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当） ②契約の相手方の選定理由 当該システムの導入業者に見積書を徴取した結 果、予定価格の範囲内であったため。
7	税務課	京都市中京区間之町通御池下る錦 屋町520番地1 公益社団法人京都府不動産鑑定士 協会 会長 辻本 尚子	8－税委－4 令和9年度の固定資産税の評価 において活用する標準宅地の時 点修正に関する業務委託	役務	標準宅地の時点修正評価を実施 するために必要な業務及びそれ に付随する業務等（市内276 地点の下落率の算出等）	令和8年6月24日 ～ 令和8年9月30日	2,793,120	2,794,000	①随意契約とした理由 本業務については、基準年度の鑑定価格に対して 時点修正を行うためのものであり、評価の整合 性、一体性等に照らし、実施済みの「基準年度 （令和9年度）鑑定評価業務」を行った不動産鑑 定業者が業務を行うことが適切であるため。（地 方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該 当） ②契約の相手方の選定理由 鑑定評価業務を行った業者に見積書を徴取した結 果、予定価格の範囲内であったため。